

結婚50年目の皆さん、 お早めにお申し出を

保健福祉課（福祉チーム）
電話 0994-22-3042
住民生活課（民生チーム）
電話 0994-25-2511

本町では、結婚50年目を経過し、夫婦とも健在の方々を対象に、合同金婚式を行います。

対象者については、役場でも調査いたしますが、自分たちが対象ではないかと思われる方は、保健福祉課または、住民生活課へ7月31日（金）までにご連絡ください。

また、婚姻後、本町に転入された方々、本籍地が町外にあるなどの方々は調査できませんので必ずご連絡ください。



●対象者

① 昭和34年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出し、夫婦とも健在の方々
今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。

② 婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第一子が昭和34年中に出生している場合は該当します。

国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療）からのお知らせ

【問い合わせ先】 保険チーム ☎ 22-3041 民生チーム ☎ 25-2511

◎保険証の切り替えについて

「国民健康保険証」及び「長寿医療被保険者証」の切り替えを7月下旬に実施します。詳しい日程表については、後日配布いたします。

※ 国民健康保険の方で就学のため転出されている学生の世帯主の方は「在学証明書」をご準備下さい。

◎温泉保養所利用券について

平成21年5月1日より温泉保養所利用券を交付しています。

※ 長寿医療被保険者及び国民健康保険に加入されている60歳以上の方昭和25年4月1日までに生まれた方を含むが対象となります。

※ 申請の手続きの際には、印鑑・保険証をご持参下さい。

◎高額医療・高額介護合算療養費制度について

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

国民健康保険・長寿医療制度のそれぞれの世帯で、1年間（毎年8月～7月末）にお支払いされた医療保険・介護保険の自己負担額が一定の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。

※申請手続きについての留意点

支給の対象となる被保険者の方には、12月頃にお知らせします。お知らせが来た場合は、上記の窓口申請してください。

ただし、平成20年4月から平成21年7月末までの間に、「錦江町へ転入された方」と、「他の医療保険から国民健康保険・長寿医療制度に移られた方」には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

具体的な手続きやご不明な点については、上記の窓口までご相談ください。